Question

労働保険の年度更新

Q 保険料計算で小数点以下の金額はどうする？

A 切り捨てになります。ただし、労災保険と雇用保険の算定基礎額が同額の場合は別々に計算して切り捨てるのではなく合計の料率を算定基礎額に乗じ、その後切り捨ててください。

Q 還付額があるときはどうしたらいい？

A 申告書の提出と併せて「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

社会保険の算定基礎届

Q 通勤費は定期券で渡しているけど、これって報酬に含まれる？

A 非課税ですが、定期券（現物）も含め報酬に含まれます。

Q 社員とパートで支払基礎日数の計算方法が違う？

A 月給制の場合は暦日数、日給・時給制の場合は出勤日数（有給休暇取得日数を含む）が支払基礎日数となります。

Q 70 歳以上の社員の分も届出する？

A 70 歳以上の社員の方の分も届出が必要です。

Q 領収済通知書の印字されているものは訂正していい？

A 納付額の訂正はできませんので、新しい領収済通知書を使用してください。

Q 一般拠出金って何？

A 『石綿による健康被害の救済に関する法律』により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成 19 年 4 月 1 日より事業主のみなさまにご負担いただくものです。

Q 申告書を間違えて記入したけど、訂正はどうやってする？

A 領収済通知書の納付金額以外であれば訂正できますので、訂正後の数字（文字）がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。

Q 6 月末で退職した社員は届出対象者？

A 資格喪失日が 7 月 1 日となるため対象外です。

Q 6月に昇給差額を支払ったけど、どの月に算入する？

A 差額を含め 4 ～ 6月に支払った金額を記載いただき、合計を 3 で割り「修正平均」を算出します。

Q 4 ～ 6 月の全て休業している社員も届出する？

A 「保険者算定」となりますが、届出は必要です。

その手続、大切な従業員の未来につながっています。だからこそ正確に。専門家である「社労士」にご相談ください。

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届。
それは、病気、けが、育児・介護、失業など「もしも」の時に
従業員とその家族の未来を守るための大切な手続です。

労働保険の年度更新　**社会保険の算定基礎届**

Q どのような手続き？

労働保険の年度更新

❶前年度の確定保険料の申告・納付
- ▶前年度の労働保険料の精算をします。
- ▶精算の結果、前年度の労働保険料の納付額が確定額より多ければ充当または還付され、少なければ追加納付します。

❷新年度の概算労働保険料の申告・納付
- ▶新年度分の概算保険料を計算・申告・納付します。

社会保険の算定基礎届

原則として、7月1日現在で使用しているすべての被保険者及び70歳以上の被用者に4月～6月に支払った賃金を届出

- ▶保険料の計算や傷病手当金、出産手当金、将来受け取る年金額等の計算の基礎になります。

Q 何のために？

大切な従業員の未来を守るために。

納付された保険料は、病気、けが、育児、介護、失業など「もしも」の時に従業員とその家族の未来を守る公的保険のために使われています。

労災保険　雇用保険　健康保険　年　金

だからこそ正確に。

私たち社労士は、社会保険労務士法に基づく、労働・社会保険及び人事・労務管理を専門とする国家資格者です。労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届を皆様に代わって正確・かつスピーディーに行うことができます。

アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働・社会保険に関する申請書等の作成及び帳簿書類作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

社労士は、労働・社会保険＆人事・労務管理のトータル管理を行っています

採用から退職までの労働・社会保険に関する様々な手続きから、働くすべての人が安心していきいきと働くことができる職場環境づくり（＝適切な労務管理）までのトータル管理が社労士の業務です。

労働・社会保険関連の手続き代行

- 就業規則・36協定の作成、変更
- 労働・社会保険関連の申請書等作成、手続き代行
- マイナンバー対応

適切な労務管理に向けたアドバイス＝「働き方改革」

- 賃金・評価制度の設計、運用
- 社内研修の提案、実施（ビジネスマナー、ハラスメント、メンタルヘルス等）
- 病気の治療、育児・介護と仕事の両立支援（短時間正社員制度、テレワーク等）
- 障害者雇用、高齢者の雇用継続支援
- 外国人労働者の労働条件適正化支援
- 経営労務診断サービスの実施※

職場トラブルの未然防止・円満解決

- 職場のトラブル相談ダイヤル
- 職場トラブル発生時の円満解決支援
- 裁判所に補佐人として弁護士とともに出廷・意見陳述

年金の相談

- 加入期間、受給資格等の確認
- 老齢・障害・遺族など、各種年金の申請書等作成、手続き代行

経営労務診断サービスのサイトはこちらから

経営労務診断ひろば　検索

「適切な労務管理」＝「働き方改革」です

働き方改革に向けた対応について「具体的に何から始めればよいのかわからない」と悩まれていらっしゃいませんか？
私たち社労士は、「適切な労務管理」を通じて、企業の皆様の働き方改革のきっかけ作りや人材確保に向けた支援など幅広く行っておりますので、ぜひご相談ください。

●社労士に相談・業務依頼をしたい時は

❶都道府県社労士会へ問い合わせる

全国47都道府県に設置されている都道府県社労士会にお問い合わせください。
また、各会のホームページで社労士を検索することができます。

都道府県社労士会HP一覧はこちらから ▶ 社労士会リスト　検索

❷下記無料相談口へ問い合わせる　社労士が相談員として対応しています。

労働に関するご相談

●総合労働相談所（面談による相談受付）
受付時間　地域によって異なります。※通話料有料
TEL 0570-064-794
（面談予約）※お近くの社労士会に繋がります。

●職場のトラブル相談ダイヤル（電話による相談受付）
受付時間　午前11時～午後2時（平日）※通話料有料
TEL 0570-07-4864

年金に関するご相談

●街角の年金相談センター（面談による相談受付）
※年金の受給、加入記録、期間短縮等の各種相談から手続きまで
▼街角の年金相談センター一覧はこちらから
街角センター一覧　検索
※一部地域を除く